

## 大阪府と株式会社近畿大阪銀行との中小企業振興に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社近畿大阪銀行（以下「乙」という。）とは、大阪府の中小企業振興施策に関して一層の連携及び協力関係を深めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が密接に連携しながら、それぞれが有する中小企業の支援機能を相互に活用し、金融と経営支援の一体化を実践することをもって、地域経済の活性化、ひいては大阪版「地方創生」を果たしていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 創業・ベンチャー・新事業創出支援に関すること
- （2） 海外展開・人材確保を含む成長企業支援に関すること
- （3） ものづくり企業支援に関すること
- （4） その他、中小企業振興に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める事項について具体的に実践するため、必要な協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙の書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 6月 7日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 ( 自署 )

乙：大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社近畿大阪銀行  
代表取締役社長 ( 自署 )